

○内閣府令第九号  
経済産業省

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）を実施するため、家庭用品品質表示法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

経済産業大臣 萩生田光一

家庭用品品質表示法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令

家庭用品品質表示法第十九条第二項の規定（都道府県知事又は市長の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、家庭用品品質表示法に基づく申出の手續

等を定める命令（平成二十一年内閣府令第三号）第二条第一項の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第1面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
	年 月 日交付	
	年 月 日限り有効	
都道府県知事（市町村長・区長）		印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
  - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 裏面には、参照条文を記載することができる。